

投票する人 される人 みんなが未来の責任者



町内各投票所

投票所名	施設名	投票区域
第1投票所	立会集会所	立会・南川岸の方
第2投票所	上堺会館	屋形（立会・南川岸を除く。）・新島・北清水の方
第3投票所	栗山中央共同利用施設	栗山東部・第1・第2・第3・第4・宮脇・SCK・南部1・南部2・新生会・水門ヶ丘の方
第4投票所	東町共同利用施設	東町の方・栗山のうち橋本・伸和会・青芝会・東ヶ丘・45会46会・緑台・すみれ団地・栄和会の方
第5投票所	鳥喰上新田青年館	鳥喰新田・鳥喰上・鳥喰下・鳥喰沼の方
第6投票所	横芝町中央公民館	上町・本町・古川・両国新田・大島団地の方
第7投票所	寺方集会所	小堤・寺方・曾根合・於幾・坂田取立・長倉の方
第8投票所	大総小学校体育館	町原・木戸台・姥山・遠山・中台牛熊・谷台の方

任期満了に伴う千葉県議会議員選挙が4月9日に、また、横芝町議員選挙が4月23日にそれぞれ行われます。

一人ひとりが主権者であり、未來の責任者という自覚をもつて価値ある一票を投じましょう。



千葉県議会議員選挙 横芝町議会議員選挙

4月23日

投票できる人

投票できる人は、次の要件を満たしている方です。

■千葉県議会議員選挙

昭和50年4月10日以前に生まれた方

住所要件

生まれてからずっと横芝町に住んでいるか、平成6年12月30日までに横芝町に転入届出をして引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に記載されている方

※県内で引っ越しをした方も投票できます。

平成6年12月31日以降に横芝町に転入届をした方（前住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている方）は、前住所地で投票ができます。

ただし、転居が県内で1回だけの場合に限られます。

投票する場合は、「引き続き県内に住んでいること」の証明書（新しい住所地の市町村長が発行）を提示してください。

町長選挙は 5月28日

投票日に投票所へ
行けない方は
不在者投票を！

千葉県議会議員選挙

3月31日(金)～4月8日(土)

横芝町議会議員選挙

4月18日(火)～4月22日(土)

時間

午前8時30分～午後5時

場所

横芝町選挙管理委員会

持参するもの

入場券・印鑑

※土・日曜日でもできます。

選挙に関する問い合わせは町

選挙管理委員会（☎821-1111）へ

年齢要件
昭和50年4月24日以前に生れた方
住所要件
生まれてからずっと横芝町に住んでいるか、平成7年1月17日までに横芝町に転入届出をして選挙期日まで引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に記載されている方